

第9章

人身取引問題の解決に向けた 国際研修を通じた学び

渡辺 美穂

1 はじめに

人身取引の問題は、女性の人権問題として取り組むべき重要課題である。日本は人身取引議定書第3条に定める「人身取引」の定義に従い、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、また、外国の関係行政機関、国際機関、NGO等とも協力して、人身取引対策に取り組むこととなっている。特に、人身取引等の暴力は多様化しており、新たな形の暴力に対しても迅速かつ的確に対応していく必要性が国際及び国内文書で指摘されている。「人身取引対策行動計画2014」では、人身取引に関する年次報告の作成・公表や、各種対策の実施状況の確認、効果の検証等を進めていくことも定めた。日本を含めたアジア各国は、経済・社会や地理的情勢が大きく異なり、人身取引の種類や被害態様、規模も国や地域によってさまざまである。また、米国政府が毎年公表する人身売買報告書の記載からも、日本は必ずしも人身取引問題の解決に向けて突出した取り組みや好事例が展開されているわけではない（米国国務省2015）。他方、人身取引撲滅と被害者保護は一国のみで対応できる課題ではなく、国境を越えた広域的課題として、アジア地域における連携・協力が不可欠である。

国立女性教育会館（以下、NWECC）は平成17（2005）年度に女性のエンパワー

メントの視点で人身取引問題の解決に取り組むための調査研究を立ち上げて以降、人身取引の防止に資するための教育、研修、啓発に焦点をあてて事業を行ってきた(渡辺 2009)。海外調査を行う際に協力を得た国際協力機構(以下、JICA)は、その後、タイにおける人身取引対策として、行政官の能力向上や関係機関の連携協働の強化を目的としたプロジェクトを立ち上げている(田中 2014)。NWECは、プロジェクトに付随する本邦研修の実施機関として当初から国内研修の企画・実施に携わってきた。

本稿は、NWECがJICAからの委託事業として実施している人身取引対策に取り組むアジア地域の行政官を対象にした国際研修(以下、人身取引国際研修)のプログラムについて整理し、国の基本計画や行動計画に照らしつつ、研修プログラムの成果と課題について考察する。人身取引国際研修は、NWECで行ってきた調査研究を基盤に、女性のエンパワーメントの視点に立って人身取引問題の防止を図り、参加者相互間の学びと理解の促進を通じて、国際協力に資することを目的に始められた。参加者が日本を含め、互いの国の人身取引対策について相互理解を深め、特に予防、被害者の保護と自立支援に携わる関係機関の役割や協力体制等について把握し、人身取引対策に取り組む機関の機能強化や連携、国を越えたネットワークの強化に資する方策を検討することを研修の目的としている。本稿では主に、平成26(2014)年度に実施された人身取引国際研修プログラムを中心に、それ以前に行われた研修についても必要に応じて触れつつ述べる。

2 研修の概要

企画の背景

人身取引対策は犯罪対策の枠組みで取り上げられることが多い。日本では、人身取引に関する政策が犯罪対策閣僚会議のもとに置かれている。一方、NWECが行ってきた調査研究では、女性に対する人身取引被害の解決策を女性のエンパワーメントの支援という視点でとらえてきた。具体的には特に

当事者の立場に留意しつつ、被害の予防や被害者保護・自立促進に焦点をあてている。さらに、問題の解決には送出国と受入国の双方において、関係者の研修や情報の共有を図り、人身取引被害者を保護支援するためのセーフティーネットを構築する必要があると指摘してきた（渡辺 2009）。

このような背景から、人身取引国際研修では、研修参加者が人身取引の実態や取組みについて理解を深め、より効果的な連携の促進を図ることをめざしている。図表1の通り、平成21年度に研修を開始して以降、参加対象国や研修言語、研修項目を毎年少しずつ変えながら実施してきた（図表1）。当初、研修対象国はタイ1カ国で開始したが、その後ベトナムとミャンマーでもJICAの技術支援プロジェクトが立ち上がったことに伴い拡大してきた。平成25（2013）年度はカンボジア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイ、

図表1 国立女性教育会館が実施した人身取引に関する国際研修一覧
（平成21～27年度）**

年度	研修名称	参加国（人数）							合計 （人）	言語
		タイ	ミャンマー	ベトナム	カンボジア	ラオス	フィリピン	マレーシア		
H21	「人身取引被害者支援に関する日・タイ合同ワークショップ」	15							15	タイ
H22		15							15	タイ
H23		14							14	タイ
H24	地域別研修「アジア諸国における人身取引対策協力促進セミナー」	10	3	1	2	2	2		20	英
H25		2	5	3	2	2	1		15	英
H26			5	1	2	2	2		12	英
H24	「国別研修タイ」* 注1	10							10	タイ
H24	「国別研修ミャンマー」*		5						5	ミャンマー
H25	「国別研修ミャンマー」*		5						5	ミャンマー
H24	「国別研修ベトナム」*			3					3	ベトナム
H25	「国別研修ベトナム」*			3					3	ベトナム
H27	課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進セミナー」	2	4	2	2	2	1	1	14	英

* 国別研修は、地域別研修実施後に行われており、一部を除き、研修参加者地域別研修参加後に国別研修に参加している。

** NWEC がアジア太平洋地域の男女共同参画担当者を対象に行った研修を除く

ベトナムの6ヵ国、平成26(2014)年度はタイを除く5ヵ国、平成27(2015)年度は再びタイにマレーシアも加わって7ヵ国からの参加を得て実施される予定である¹⁾。

プログラム・デザイン

研修の基盤として、プログラム・デザイン(図表2)に示すように、「男女共同参画意識の醸成」「実態把握・課題把握力の向上」「課題分析力の向上」「課題解決に向けた実践」を据えている。研修目的を達成するための到達目標には、①日本政府の人身取引対策および被害者保護支援策について理解し、②各国の人身取引予防・被害者保護・帰還・社会復帰の一連のプロセスおよび関連機関の関係を把握するとともに、グッドプラクティスや課題を共有し、③日本における在住外国人支援団体の取組みについて学び、④アジア地域における人身取引対策のネットワーク強化に向けて各国の状況やアプローチを理解し、⑤成果発表を行うこと、の5項目が掲げられている。

(1)参加者の資格要件は、人身取引対策に携わっている者(中央・地方政府機関行政、シェルター、司法・法執行・入管関係者、ソーシャルワーカーおよびNGO関係者)、年齢30～55歳で研修に必要な十分な英語能力を持ち、研修後最低2年間は人身取引対策の分野での勤務が継続すること、などを条件に、JICAが現地事務所を通じて募集し、JICAと会館が選考を行っている。国の状況を総合的に把握している立場として中央政府で政策決定に携わる人身取引関係省庁の担当官および現場の実務に詳しい地方行政関係者を対象とすることで、参加者間の討議や事例検討を行う際に、議論の厚みを増すことを狙いとしている。

2014年度の参加者は、12名全員が人身取引対策を職務としていたが、それぞれ所属する部署は異なる。所属別の内訳は、警察が4ヵ国5名、司法・検察が1名、労働1名、ソーシャルワーカー3ヵ国3名、国際業務担当1名、医療関係者1名である。人身取引対策のとりまとめは、司法関係の機関が管轄することが多く、参加者も警察など司法関係者が半数を占めている。

図表2 プログラム・デザイン



(2) 研修方法として、参加者によるSWOT分析を踏まえた各国の取組み体制と実態について俯瞰するカントリーレポートの発表、講義や視察、ディスカッションのほか、マスクを使った自己紹介型アイスブレイクや、人身取引事案に携わる関係者の立場を演じるロールプレイなどが行われた。双方向型ワークショップやグループワークを組み入れることで、言語や社会・経済・文化的背景が異なり、研修言語である英語力も異なる参加者の相互理解や関係作りの醸成を促した。

講師や事例提供者には、政策担当者および現場実務の担当者、民間団体の職員や研究者を依頼している。具体的には、①人身取引対策の中心である中央省庁からは関係省庁連絡会議の実務担当者や国際機関（国際移住機関、IOM）関係者、②自治体レベルの婦人相談所、男女共同参画担当者、③保護支援に携わる社会福祉法人および民間団体シェルター関係者、④人身取引被害者保護に取り組んできた民間団体・ネットワーク（人身売買禁止ネットワーク、JNATIP）関係者、弁護士、⑤在日タイ人および在日フィリピン人支援者、⑥自治体の外国人住民担当者、国際交流協会職員、⑦在住外国人支援に携わってきた国際交流支援団体等の担当者となる。さらに、⑧参加者相互の意見や情報交換もプログラムの重要な一角を占めている。

(3) 研修項目は、各国の人身取引問題の現状と解決に向けた施策および実務上の課題、問題に携わる様々な機関の役割と活動の現状を、参加者が体系的に把握できるように配慮している。研修期間は、土曜日を含む11日間、1日の講義数はおおむね2つから3つまでにして、質疑や意見交換の時間も組み入れた。配列については、講師や訪問先の都合によって多少前後するが、中央から地方、政策レベルから実務レベルの順番に、民間団体を含めた講義や見学・視察を取り入れてきた（図表3）。

2014年度の研修では、「人身取引対策行動計画2009」に基づいた日本政府の人身取引対策について、政府の施策、被害の発見から保護や救済、加害者の摘発の流れに沿った取組みについて「内閣官房」「厚生労働省」「法務省」「外務省」「警察庁」が説明を行った。また、国際移住機関（IOM）や東京入国

図表3 日程表

月日	曜日	研修項目	研修内容	宿泊先
10月19日	日		来日 移動 成田国際空港→幡ヶ谷 (TIC)	TIC
20日	月	ブリーフィング	JICAブリーフィング	TIC
		オリエンテーション	オリエンテーション、関係者紹介	
		プログラム説明	プログラム説明	
		講義	国立女性教育会館の役割	
		講義	人身取引問題とアジア：JICAの取組（導入）	
		各国紹介	各国紹介	
		講義	研修課題に関する基礎講義	
21日	火	講義・意見交換	日本政府の人身取引対策：内閣官房	TIC
		講義・意見交換	日本政府の人身取引対策：外務省	
		講義・意見交換	日本政府の人身取引対策：法務省	
		講義・意見交換	日本政府の人身取引対策：警察庁	
		講義・意見交換	日本政府の人身取引対策：厚生労働省	
		基礎講義・振り返り	日本の人身取引対策まとめ	
22日	水	講義・見学	日本の人身取引対策：法務省	TIC
		講義・見学	日本の人身取引対策（自治体）：女性相談所の被害者保護	
		講義・意見	交換日本の人身取引対策（国際機関）：被害者帰国支援	
23日	木	講義・視察・意見交換	民間の取組：社会福祉法人による地域の外国人支援	NWEC
24日	金	挨拶・職員紹介	挨拶・職員紹介	NWEC
		講義・意見交換	国立女性教育会館の役割と機能	
		講義・意見交換	日本における男女共同参画の現状と課題	
		講義・意見交換	在住外国人支援者の活動紹介	
		事例発表と意見交換	ロールプレイ、グループディスカッション、カントリーレポート発表ほか	
25日	土	振り返り・整理	学習支援者：女性教育・男女共同参画	TIC
		講義・視察・事例検討・意見交換	民間の取組：全国的電話相談支援	
26日	日		自由研究	TIC
27日	月	講義・視察・意見交換	日本の在住外国人支援（自治体）	浜松
28日	火	講義・意見交換	日本の在住外国人支援（自治体）：国際交流協会の取組（1ストップセンター、災害、子ども、学習、メンタルヘルス、労働）	静岡
		講義・視察・意見交換	日本の在住外国人支援（自治体：民間）	
29日	水	施設説明	日本の女性相談（自治体）：静岡県の概要	TIC
		施設見学・説明	静岡県男女共同参画センターアザレア見学（相談室含む）	
		講義・意見交換	日本の在住外国人支援（民間）：女性相談研修	
		講義・意見交換	日本の在住外国人支援（民間）：外国人相談研修	
		講義・意見交換	日本の人身取引（民間）：女性に対する暴力	
ディスカッション	日本の在住外国人支援			
30日	木	発表・意見交換	各国の取組の発表と意見交換会（シンポジウム）	TIC
31日	金	評価	評価会	TIC
		閉講式	JICA挨拶、NWEC挨拶、研修員代表挨拶、修了証書授与	
11月1日	土	帰国	帰国	

管理局の説明や見学も行われた。女性保護に携わる自治体、社会福祉法人が運営する保護施設、民間の支援団体に加え、外国人当事者団体を中心とした活動について話を聞く機会も例年設けている。2014年度は、早くから在住外国人支援を行ってきた集住都市の自治体を訪問し、移住女性とその子ども

図表 4 成果発表と意見交換プログラム

<p>Seminer on Promotion of Networking among Asian Countries on Anti-human Trafficking</p> <p>平成 26 年度地域別研修「アジア諸国における人身取引対策協力促進セミナー」</p> <p>30 October 2014(Thu), 403 Seminer Room, 4F, JICA, Tokyo</p> <p>◆◆ PROGRAMME ◆◆</p>	
13:00-	Opening Remark ご挨拶 Mr. Hiroshi Tsujino, JICA
	Today's Program プログラム説明 Miho Watanabe, NWEC
13:05-15:15	Country Report Presentation by 5 Countries 5カ国別報告
	Viet Nam : Measure to Protect Vietnamese Migrant Worker ベトナム：ベトナム人移住労働者の保護のための施策 Presenter : Mr. Le Thi Thanh
	Cambodia : Best Practices and Challenges to Overcome Trafficking in Persons カンボジア：人身取引をなくすためのベストプラクティスと課題 Presenter : Mr. Reaksmeay Sok
	Philippines : Best Practices, Gains and Challenges in Combating Human Trafficking in the Philippines フィリピン：フィリピンにおける人身取引対策のベストプラクティス、成果と課題 Presenter : Ms. Darlene Reyes Paiarito
	Laos : Health Sector Provider for Victims of Trafficking in Lao PDR ラオス：ラオスにおける人身取引被害者の婦人と社会復帰 Presenter : Ms. Amphayyanh Panyanouvong
	Myanmar : Myanmar's Effort in Combating Trafficking in Persons ミャンマー：ミャンマーの人身取引根絶に向けた取り組み Presenter : Ms. Myo Myo and Ms. Swe Swe Lin
	Break 休憩
15:30-16:30	Achievements of the Workshop 成果発表 Presentation 5 Countries 5カ国の発表 Viet Nam : Ms. Le Thi Thanh / Cambodia : Mr. Chiv Phally / Philippines : Ms. Maria Theresa Tanajura Macatangay / Laos : Mr. Kongchanh Sakounkham / Myanmar : Mr. Thet Naung
	Comments from the Receiving Organizations in Japan 日本の受入機関・団体
16:30-17:00	Discussion 意見交換 / Closing 閉会 / Photo Session 記念写真
Participants	Seminer Participants from Cambodia, Laos, Myanmar, the Philippines, and Viet Nam, Japanese Government
Embassies	IOM, JNATIP, Migrant Communities in Japan, JICA/NWEC

たちが直面する課題に関する説明や見学を行った。母子や児童の保護施設や在住外国人や児童に対する教育学習支援の活動場所の視察や意見交換など、座学だけではなく、実際の間を訪問・体験して理解を深めることにも留意している。

研修最終日の「成果発表と意見交換会」（図表4）では、日本の関係機関・団体や駐日各国大使館の関係者、有識者等を招き、研修員による発表等を通じて日本を含めた関係各国・者間の相互理解や意見交換を図っている。研修参加者側から①各国の取組みや好事例の発表、②研修で得られた成果、を発表するとともに、③日本側受入れ機関側が交流を通じて得られたこと、を述べる共有の機会を設けることで、一方向的な研修ではなく参加者を含めて関わった人たちが学び作り上げるセミナーとした。

3 プログラムの組み立てにあたっての課題と特徴

プログラムを企画するにあたっての最初の課題は、状況や事情が異なるアジアの複数箇国から、その職務や立場も多岐にわたる行政関係者を対象に、日本で何を、どのように学んでもらうかということである。人身取引国際研修を立ち上げた当初は、行政や婦人相談所、被害者支援を行ってきた民間団体などを含む日本側関係者から、「人身取引のケースはほとんど扱っていない」ゆえに、講義を引き受けることにためらいや躊躇を示される場合も少なくなかった。その背景には「人身取引」についての定義や認識が日本の関係者の間においても十分に共有されていないことがある。この点について、本研修は、「人身取引」の問題が起こる背景や原因、防止のための方策について広く検討する場としている。「人身取引」として認知された事例に限定せず、女性に対する暴力の防止という枠組みを土台にプログラムを組み立て、その旨を関係者に説明し、理解を図ってきた。具体的には、受入国である日本政府の人身取引対策枠組みと施策に加え、配偶者に対する暴力（DV）対策、子どもに対する支援、在住外国人に対する施策等も組み込んでいる。2週間

にわたるプログラムでは、参加者が、日本に照らして自国の取組みを客観的に振り返り他国の取組みから学ぶべき点について考えてもらうことを強調した。

本研修において、被害者の保護や社会復帰支援など当事者のエンパワーメントの視点に立った支援はもっとも重要なテーマである。一方、日本は人身取引の被害者のみを対象とした保護施設はなく、課題も多いことはすでに述べた通りである。第二の課題であるこの点については、公的シェルターの一時保護制度に加えて、長期的支援を行う社会福祉法人や民間シェルターの見学や説明を設けた。日本の婦人相談所やシェルターのセキュリティやプライバシーに配慮したシステム、利用者統計の精度の高さ、民間との連携のあり方や、社会福祉法人や民間支援施設のきめ細やかな支援から参加者が学んだことは多かった。

2014年は長期間にわたって保護支援を行う民間支援施設のシェルター訪問を行ったが、敷地内すべての小規模施設をじっくり見学するとともに、母子の生活を支援する担当者や児童心理カウンセラーなどから箱庭療法など詳しい説明を受けた。手厚い支援を行う機関の取組みは、すぐにはできないが将来的にモデルにしたいと評価された。一方で、国によって公的シェルターの位置づけや規範、開放度、プライバシーへの配慮、クライアントとの関係、職員と利用者との関係も大きく異なる。利用者が生活する保護施設を見学する際の課題として、出身国によって異なる規範について十分理解を深める必要性も感じた。

第三の課題は、当事者女性の視点で送出国と受入国での経験をとらえてもらうことである。これについては、日本における在住外国人支援に関わる関係機関・団体の協力を得た。在住外国人支援者は被害当事者にもっとも近い立場にあり、彼女たちを取り巻く受入国及び送出国の状況や課題についても詳しい。送出国の行政官の立場にある参加者にとって、在住外国人支援者から、被害者が置かれている実態や背景について聞くことは、当事者の視点に立って人身取引の問題についてとらえ直す契機となった。

さらに、当事者の子どもを含めて二世以上にわたる被害の連鎖などの話を聞き、「そもそも被害が発生しないために母国での防止に向けてできることについて帰国後取り組みたい」、「母国での啓発・情報提供の強化を行いたい」といった意見があがった。人身取引問題と国の移民に関する施策や支援は密接な関係にある。日本における在住外国人支援は国レベルでは課題も多いが、自治体や民間団体によってさまざまな取り組みや工夫がある。2014年度は、静岡市、浜松市において、在住外国人に対する日本語学習支援や女性相談に携わる民間団体および国際交流協会の取り組みを見た。自治体や民間の熱心な姿勢や取り組みに関心が多くもたれた。

課題の第四点目は、人身取引の背景にある女性に対する暴力についての理解を深めることである。研修では特に、関係機関間の連携や協力関係の構築、受入国側から見た人身取引対策の課題、移住女性の現状と直面している問題についても理解や共有が進むように留意した。設定に沿って被害者の聞き取り場面を演じるロールプレイでは、普段被害者に接する機会が多い男性警察官は、当事者の気持ちや困難をよくあらわして被害者を演じていた。また、聞き取りを行う際に配慮すべき点などを解説するなど、どこの国の担当官も注意すべき点をよくおさえていた。

しかし、人身取引被害者保護については理解している反面、DVに関する対応で参加者によってかなり違った考えが見られた。人身取引の問題に取り組む行政官が、自国の被害者救済という観点から人身取引被害者保護について理解している様子が伺える一方で、ジェンダー視点が十分根付いているかということについては、一部で疑問が残った。女性に対する暴力が起きる背景やジェンダー構造などについての理解が不十分であることが原因と考えられる。男女共同参画・ジェンダーについて話し合っ理解を深めることの重要性を確認した。

4 おわりに

人身取引に関する国際研修を通して得られた成果について、研修参加者のみならず研修に関わった団体や関係者が得られた学びや活動の広がりについて述べる。

まず研修参加者からは、同国同士を含めさまざまな関係機関の担当者が数日間一堂に集まり、日常業務とは異なる視点で立場の異なる関係者と話をする機会が大変貴重かつ有用であったとの意見が多く出た。国際的な会議や研修の場に、司法や福祉、警察の担当官ごとに集まる機会はあるけれども、異なる職務に就く関係者が集まってじっくり話し合う機会はほとんどない。「研修前には予測していなかった貴重な情報やネットワークを構築する機会になった」という発言のように、相互に学び合い、理解が深まったことが確認できた。

「家族のように仲良くなった」という研修参加者の言葉が示すように、2014年度は研修員間の関係もそれまで以上に強められた。国ごとのグループでかたまりがちな年もあったが、参加者相互の交流を促すプログラム上の工夫により、出身国が異なる参加者が自由時間を一緒に過ごすなど、交流が深められたと考える。

一方、研修を通じて日本国内の関係者のつながりにも貢献した。在住外国人の状況は国内によっても地域によって大きく異なり、自治体の取組みや支援団体の活動内容や状況は違う(国立女性教育会館 2014)。これまで本研修は、関東、甲信越、中部、関西、九州など、毎年異なる地域を訪問してきた。例えば、北関東ではタイ人支援者、愛知ではフィリピン人支援者などから在住外国人の抱える課題や実態を聞く機会を設け、日本国内の取組みや好事例の共有を図った。また、研修の最終日に行われる「成果発表と意見交換会」は、参加した駐日大使館関係者や行政、団体関係者から、各国の取組みについて役に立つ情報を知ることができ、今後も参加したいという感想が得られた。

日本の関係者のネットワークや情報共有の機会になっていると言える。さらに、研修講師を担当した国や自治体の担当者や民間団体の関係者は、その後現地で行われるプロジェクトの講師や事例発表者、技術支援の講師としてタイやベトナム、ミャンマーのプロジェクトに招へいされている。本邦研修の参加者人数は限られているが、日本の取組みが海外に広がる契機としても役立っている。

そのほか、研修をより効果的に実施する上で重要な点についても触れておく。まず、専門性や力量の高い参加者が、プログラムに参画する仕組みを講ずることが研修効果を高めるために有用である。また、ジェンダーや男女共同参画の視点について理解し、人身取引や女性に対する暴力のテーマに精通した通訳の存在も欠かせない。さらに実態についての理解を深めるためには、今後ビデオなどビジュアル素材を充実させていくことも求められる。

人身取引に関連して、警察や司法関係者の職務に限定した国際研修も行われているが、本研修は、第3次男女共同参画基本計画の目標にある、女性に対する暴力の根絶、国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献に沿って一定の成果を収めてきたと評価できる。人の移動が今後も一時的な減少はあっても増加基調にある中で、人身取引の問題はますます国を超えた協力が要請される課題である。「女性の活躍促進という観点からも、人身取引対策を適切に推進することが、社会において女性が安心して一層活躍できる環境整備の一助ともなる」と人身取引対策行動計画2014にある。この点につき人身取引国際研修は、参加者同士や関係者相互の学び合いを通じて一定の成果をおさめてきた。

一方、研修を通じて、日本および各国がそれぞれ抱える課題もより明確にすることができた。今後、研修の成果を日本国内やアジア地域でさらに共有しながら、これまで明らかになった課題の解決に向けて、関係者のキャパシティ・ビルディングに資するプログラムの改善を図っていく必要がある。被害者の視点に立って、被害者を保護するというだけでなくは構造的な問題の解決につながらない。当事者の力を信じた支援のあり方について常に心がけ

て取り組んでいく必要がある。

平成27年度からはJICAの本邦研修がKnowledge Co-Creation Projectと名称変更された。本稿には反映できなかった27年度から新たに開始したアセアン地域諸国を対象とした研修についても、これまで研修を通じて得られた知見を反映させながら、より効果的な国際研修のあり方について検討を続けたい。

注

- 1) 「国別研修タイ」は、平成25年度に異なる実施機関によってJICA北九州で開催された。また、タイ「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」の関係者を対象にした国別研修が、平成27年10月19日～29日までJICA関西で開催される。

参考・引用文献

- 国立女性教育会館 2014「男女共同参画の視点に立った外国人女性の困難等への支援のための参考資料」
- 国立女性教育会館 2014「地域の男女共同参画の取組を核とした移民女性のエンパワーメントと支援に関する研究」報告書
- 内閣官房 2014「人身取引対策行動計画2014」
- 内閣府男女共同参画局 2010「第3次男女共同参画基本計画」
- 内閣府男女共同参画局 2015「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」
- 田中由美子 2014『メコン地域諸国の現状—タイ、カンボジア、ミャンマー』「地域の男女共同参画の取組を核とした移民女性のエンパワーメントと支援に関する研究」報告書
- 米国国務省 2015「Trafficking in Persons Report 2015」
- 渡辺美穂 2009「人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究」国立女性教育会館研究ジャーナル、国立女性教育会館

*本研修の実施にあたり日本国内の関係機関・団体には講義や見学の機会の設定など多大なご協力をいただいたことに感謝したい。

(わたなべ・みほ 国立女性教育会館研究国際室研究員)